

(介護予防)特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

株式会社スーパー・コート

介護付有料老人ホーム
スーパー・コート堺

最終ページにご署名・ご捺印をお願いします

株式会社スーパー・コート

創業の精神

1. 相互信頼のチャレンジ精神

お客様や地域の人たち、取引先、社員から信頼される、挑戦し続けるエクセレント経営の会社を創りたい。

2. 先見性と独創の精神

時代の流れを先取りした「未来が明るい介護サービス」を創り、地域に拡げたい。

3. こだわりの精神

安全・清潔・イキイキとした「ご入居者の生きがいにこだわった」介護施設を創りたい。

4. おもてなしの精神

日常の感動を感じる、本物のサービスを提供したい。

5. 人間尊重と家族愛の精神

人間力と感性をベースに自律型感動人間を育てて、社員とその家族を幸せにしたい。

スーパー・コートの使命

地域の方に「スーパー・コートがあるから老後が安心」だとおもっていただくこと。

経営理念

- 私たちは、常に安全・清潔・イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話を致します。
- 現地現場主義に徹して、お客様に満足していただく為、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えています。
独自性があり質の高いサービスをグループをあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。

別紙様式1**重要事項説明書**

記入年月日	2024年12月1日
記入者名	榎村 美由紀
所属・職名	スーパー・コート堺管理者

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしやすーぱー・こーと 株式会社スーパー・コート	
主たる事務所の所在地	〒 550-0005 大阪府大阪市西区西本町1丁目7番7号	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6543-2291/06-6541-9004
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	http://www.supercourt.jp
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 山本 晃嘉	
設立年月日	平成 7年5月19日	
主な実施事業	有料老人ホームの設置運営、不動産の賃貸・管理・保有並びに運用 ※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要**(住まいの概要)**

名称	(ふりがな)すーぱー・こーとさかい スーパー・コート堺	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒 591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町4丁341-1	
主な利用交通手段	JR阪和線「百舌鳥」駅徒歩6分	
連絡先	電話番号	072-258-4850
	FAX番号	072-258-4852
	ホームページアドレス	http://www.supercourt.jp
管理者（職名／氏名）	施設長 / 榎村 美由紀	
建物の竣工日	平成 平成17年11月21日	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日	平成 17年12月1日	/ 平成 17年11月21日

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	大阪府第2770108609	所管している自治体名	堺市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 17年12月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	大阪府第2770108609	所管している自治体名	堺市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 18年3月27日		

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	私たちには安全で清潔、イキイキした生活を提供すると共にご家族の気持ちで親身になってお世話をします。現地現場主義に徹して、お客様に満足していただくため、私たちはひたすらお客様の要求に合わせて自分を変えていきます。独自性があり質の高いサービスをグループあげて構築しながら時代を先取りする創造的な企業を目指します。	
サービスの提供内容に関する特色	ホテル業で培ったホスピタリティやホテルで利用している天然温泉を介護の現場で導入しつつ産学協同で『長寿いきいき研究所』を開設して、認知症ケア・重度医療対応の介護を学術的な見地から研究しております。 より安全、正確に入居者様の生活をご提供するため、有料老人ホーム業界ではいち早くiPadで入居者様のライフ管理システムを構築しております。	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	株式会社日米クック
洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	(調理)株式会社日米クック (洗濯・居室清掃)自社 (共用部掃除) 株式会社OBK
健康管理の支援(供与)	自ら実施	・個人別健康管理 ・看護職員による健康情報の継続的管理※プライバシー保護のため保管を厳しくしております。
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	日常生活におけるご入居者の心配事や悩みなどについては職員の生活相談員がいつでも相談に応じます。たとえば食事、健康面、趣味、人間関係等	
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	医療法人嘉健会 思温病院
	提供方法	年2回の機会提供
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)	
虐待防止	ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次の処置を講じます。 ①虐待を防止するための本施設従業者に対する研修の実施 ②ご入居者及び身元引受人兼連帯保証人からの苦情処理体制の整備 ③その他、虐待防止のために必要な処置本施設従業者または養護者(ご入居者の家族等、ご入居者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。	
身体的拘束	本施設では、ご入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除き、身体拘束は行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態用及び時間・その際のご入居者の心身状況・緊急やむをえなかった理由を記録し、2年間保管します。身元引受人兼連帯保証人からの要求がある場合及び監督機関等の指示がある場合には、これを開示します。	
身体拘束等適正化委員会の責任者・開催月	(職名) 施設長 (氏名) 榎村 美由紀 (開催月)(2024年度中) 12月 3月 6月 9月 (内容の職員への周知方法) 職位な会議にて周知	
身体拘束等の適正化のための指針の整備状況	(整備年月日) 2018年 4月 1日	
身体拘束等の適正化のための研修の実施状況	(開催頻度) 3回/年 (直近の実施年月日) 2024年 3月 28日	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	その他の場合: 緊急時以外はご家族同行、もしくは外部ヘルパーを実費利用	
協力医療機関	名称	医療法人思温会 思温クリニック
	住所	〒546-0042 大阪市東住吉区西今川4丁目26番14号
	診療科目	内科
	協力科目	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
	その他の場合:	
	名称	医療法人協和会 加納総合病院
	住所	〒590-0064 大阪市北区天神橋7丁目5-15
	診療科目	内科、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、他
	協力科目	
協力歯科医療機関	協力内容	急変時の対応
	その他の場合:	
	名称	医療法人嘉健会 思温病院
	住所	〒557-0034 大阪市西成区松1丁目1番31号
	診療科目	内科、胃腸内科、外科、整形外科、泌尿器科、他
	協力科目	
	協力内容	急変時の対応
	その他の場合:	
	名称	奥田歯科医院
	住所	堺市北区金岡町1573-5
	協力内容	訪問診療
	その他の場合:	

その他	(身元引受兼連帯保証人等の条件、義務等) 身元引受兼連帯保証人を1人定めていただきます。 ・利用料の支払い等についてご入居者と連帯して責任を負うものとします。 ・入居契約が解除された時にご入居者並びに所有する物品をお引き取りいただきます。
-----	--

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（時～時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	3人	3人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3:1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	2.55 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし				
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	介護職員初任者研修				
じ業 た事 員從 の事 し數 た經 年數 に応	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員	計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤
前年度1年間の採用者数			2	2			1		
前年度1年間の退職者数				1			1		
1年未満			2	3					
1年以上 3年未満	1		2	2					
3年以上 5年未満			5	1			1		1
5年以上 10年未満			3						
10年以上	1		3		1				
備考									
従業者の健康診断の実施状況			あり	介護職員は年2回・その他従業員は年1回実施					

(利用料金の算定根拠等)

家賃	
敷金	家賃の ケ月分 解約時の対応
前払金	なし
食費	食材費ならびに調理委託会社への諸経費等
管理費	共用施設等の維持管理費、事務・管理部門職員の人件費及び事務費
状況把握及び生活相談サービス費	なし
電気代	居室内の電気代は別途使用量に応じた実費負担
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	要介護度に応じて介護費用の1割(若しくは2割)を徴収する。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了 入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）	①施設1階事務室 ②株式会社スーパー・コート ③総合相談窓口
電話番号 / FAX	①072-258-4850 ②06-6543-2291 ③0120-78-4850
対応している時間	平日 9:00～18:00
	土曜 9:00～18:00
	日曜・祝日 9:00～18:00
定休日	なし
窓口の名称（行政）	堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課
電話番号 / FAX	072-228-7348
対応している時間	平日 9:00～17:30
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課
電話番号 / FAX	06-6949-5418
対応している時間	平日 9:00～17:00
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	あり
	ありの場合 三井住友海上火災保険株式会社／福祉事業者総合賠償責任保険 の内容：
賠償すべき事故が発生したときの対応	あり
	ありの場合 事故対応マニュアルによる対応 の内容：
事故対応及びその予防のための指針	あり
	① 介護サービスの提供に係るご入居者及び身元引受人からの苦情に迅速、適切に対応するために必要な措置を講じます。 ② 介護サービスの提供に関して、市区町村からの文書類の提出・提示の求めや質問・照会・調査に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。 ③ 提供した介護サービスに係るご入居者及び身元引受人からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会・都道府県・市区町村の調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合			
		開催頻度	年	2回	
構成員		施設役員、施設職員、身元引受人、民生委員等			
なしの場合の代替措置の内容					
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名			
ご入居者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。 また、介護サービスの提携以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供する際は、必要に応じてご入居者または身元引受人の了解を得るものとします。					
個人情報の保護					
緊急時等における対応方法		<p>スーパー・コートでは夜間24時間のオンコール体制をとっている。夜間、次の症状があった場合は担当看護職員に電話連絡し、指示のもと対応する。また、連絡を受けた看護職員は必要に応じて主治医と連絡を取り介護職員へ伝達する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・38度以上の発熱がみられる時 ・酸素飽和度 (SpO2) が90台以下 ・血圧が平常時よりも変動があった（上が180以上もしくは100以下） ・脈拍が速い（頻脈100回/分以上）、または遅い（徐脈40回/分以下） ・呼吸困難、呼吸が以上に速い、顔色不良、チアノーゼが出現している ・意識状態が悪い（ぼんやりして反応が悪い、いつもと様子がちがう、目がうつろ） ・転倒しており、バイタルサインの異常・外傷・疼痛その他の症状を伴う場合 ・出血がある（吐血、下血、外傷による多量の出血、長時間止血しない場合） ・嘔吐がある・誤飲、異食時 ・主治医、看護職員からの連絡の指示内容に準ずる場合 ・激しい頭痛、胸痛、腹痛を訴え、脂汗を流し、身をよじって苦しんでいる ・転倒し骨折の疑いがある（痛みの訴えが激しい、動けない） ・転倒後、吐き気、嘔吐があった ・転倒で頭部を強く打った疑いがある ・嘔吐が何度もある ・出血がひどい ・呼吸が止まっている、苦しそうにやっと呼吸している ・脈がふれない （意識が朦朧として声をかけないと眠り込んでしまう） ・その他、異常（心肺停止など）を感じたり、急を要すると判断した場合 <p>緊急時の状態観察の仕方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部屋の電気をつける 2 対応した方は落ち着いてその方の状態を見る 3 バイタルの測定（体温、血圧、脈拍、酸素飽和度） 4 顔色、チアノーゼ（唇・爪）の有無 5 意識レベルの確認の仕方 <ul style="list-style-type: none"> ・呼びかけに反応があるか？ ・呼吸はしているか？ ・痛みの訴えはあるか？ 痛みの場所はどこか？ ・視線があうか？ 目の焦点は定まっているか？ ・手を握ってもらい、それに対してしっかりととした反応があるか？ ・それが回らないマヒなどの症状はないか？ 			
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
堺市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項		なし			
合致しない事項がある場合の内容					
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性					
代替措置等の内容					
不適合事項がある場合の入居者への説明					
上記項目以外で合致しない事項	なし				
合致しない事項の内容					
代替措置等の内容					
不適合事項がある場合の入居者への説明					

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		特定施設入居者生活介護費で実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料で実施するサービス		備考
			料金※2 (税抜)		
介護サービス	食事介助	あり	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	あり	なし		
	おむつ代		あり	実費	
	入浴（一般浴）介助・清拭	あり	なし		
	特浴介助	あり	なし		
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	なし		
	機能訓練	あり	なし		
生活サービス	通院介助	あり	なし		
	居室清掃	あり	なし		1回／週並びに必要時
	リネン交換	あり	なし		1回／週並びに必要時
	日常の洗濯	あり	なし		2回／週並びに必要時
	居室配膳・下膳	あり	なし		感染症等、食堂での摂食が不可の場合
	入居者の嗜好に応じた特別な食事		あり		事前にお問い合わせください
	おやつ		あり		1回／日 (管理費に含みます)
	理美容師による理美容サービス		あり	実費	1回／月 機会提供
	買い物代行	なし	あり	実費	1回／週 臨時の買い物時 実費+200円
健康管理サービス	役所手続代行	なし	あり	4,400円／時間	介護保険関連の手続きは除く
	金銭・貯金管理		なし		
	定期健康診断		あり	実費	2回／年 の機会提供
	健康相談	あり	なし		随時
	生活指導・栄養指導	あり	なし		必要時
入退院のサービス	服薬支援	あり	なし		必要時
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	なし		随時
	移送サービス	なし	あり	4,400円／時間	
	入退院時の同行	なし	あり	4,400円／時間	
入院中の見舞い訪問	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし	あり		1回／週 (管理費に含みます)

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算 I 【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・個別機能訓練加算 II 【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・加算 I を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のための必要な情報を活用すること
- ・科学的介護推進体制加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ・ADL維持等加算 I 【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数が10名以上おり、利用者全員について、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ・ADL維持等加算 II 【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・①加算 I 要件を満たすこと。
対象利用者のADL利得を平均して得た値（加算 I と同様に算出した値）が2以上であること。
・②評価
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
 - 医師が一般に認められている医学的知見に基づいて回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算（I）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（II）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（I）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（I）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。又は、勤続10年以上介護福祉士が25%以上。サービスの質の向上に資する取組を実施していることも必要。
- ・サービス提供体制強化加算（II）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が60%以上であること。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額: 5級地(地域加算 10.45 %))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割又は2割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額／月	自己負担分／月 (1割負担の場合)	自己負担分／月 (2割負担の場合)
要支援1	182	¥57,057	¥5,706	¥11,412
要支援2	311	¥97,498	¥9,750	¥19,500
要介護1	538	¥168,663	¥16,867	¥33,733
要介護2	604	¥189,354	¥18,936	¥37,871
要介護3	674	¥211,299	¥21,130	¥42,260
要介護4	738	¥231,363	¥23,137	¥46,273
要介護5	807	¥252,994	¥25,299	¥50,411
個別機能訓練加算Ⅰ	12	¥3,762	¥609	¥752
個別機能訓練加算Ⅱ	20	¥209	¥679	¥42
科学的介護推進体制加算	40	¥418	¥744	¥84
ADL維持体制加算Ⅰ	30	¥314	¥813	¥63
ADL維持体制加算Ⅱ	60	¥627	¥63	¥126
夜間看護体制加算	10	¥3,135	¥314	¥628
医療機関連携加算	80	¥836	¥84	¥168
看取り介護加算 (死亡日以前31日以上45日以下)	72	¥11,286	¥1,129	¥2,258
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	144	¥40,629	¥4,063	¥8,126
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)	680	¥14,212	¥1,422	¥2,844
看取り介護加算 (死亡日)	1280	¥13,376	¥1,338	¥2,676
看取り介護加算 (看取り介護一人当たり)	6528	¥68,217		¥13,644
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	¥940	¥94	¥188
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	¥1,254	¥126	¥252
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	¥6,897	¥690	¥1,374
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	¥5,643	¥565	¥1,129
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	¥1,881	¥189	¥377
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅴ)	8.20%			
退院・退所時連携加算	30	¥9,405	¥941	¥1,882
入院継続支援加算	36	¥11,286	¥1,129	¥2,258
生活機能向上連携加算	200	¥2,090	¥209	¥418
若年性認知症入居者受入者加算	120	¥37,620	¥3,762	¥7,524
口腔衛生管理体制加算	30	¥314	¥32	¥64
栄養スクリーニング加算	5	¥52	¥6	¥12

*1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		57,057	97,498	168,663	189,354	211,299	231,363	252,994
自己負担	(1割の場合)	5,706	9,750	16,867	18,936	21,130	23,137	25,300
	(2割の場合)	11,412	19,500	33,733	37,871	42,260	46,273	50,599

*本表は、

地域区分(5等級)を算定の場合の例です。

別表(2)

内部情報サービス	施設内で行われる諸サービスのスケジュール、内容及び日常生活における諸連絡については掲示板等によりお知らせいたします。	無料
葬儀関連	葬式・仏儀についてはご入居者、身元引受人等との相談により、諸種便宜を計られます。	無料
駐車場	ご入居者の駐車場は設置しません。外来者用のみとします。	無料

【健康管理サービス】

項目	内容	料金
定期健康診断	・定期健康診断(年2回)	実費
健康管理	・個人別健康管理 ・看護職員による健康情報の継続的管理 ※プライバシー保護のため保管を厳しくしています。	無料
健康相談	・ご入居者の心身の悩みについては、それぞれ専門の担当で相談に応じます。 ・生活相談員による心のカウンセリングを実施しています。	無料
慢性疾患管理	ご入居者の慢性疾患については、その状況に応じて個別に対応します。	無料

【治療への協力サービス】

項目	内容	料金
日常医療支援	病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、職員が次のサービスを提供します。 ①通院 通院可能な場合は、施設の協力医療機関又は専門医を紹介する等いたします。 ②入院 入院治療が必要となった場合、入居者の希望により入居者のかかりつけの医師・病院と連絡を行う等の必要な措置を講じます。	無料
緊急対応時	急に身体の具合が悪くなった場合は、職員がその知らせにより的確かつ迅速に応急処置をします。また状況により医師と連絡を取り提携医療機関等での救急治療あるいは緊急入院が受け入れられるように計られます。	無料

(注)医療費について

傷病により、治療および入院が必要な場合は、保険診療が適用されます。その場合の一部自己負担金及び保険適用外のものについては、入居者の負担となります。

ご入居までのプロセス

(1)お問い合わせ／施設見学

◆本施設に関心がある方へは、お問い合わせいただくことにより、本施設よりパンフレット、料金表、その他の参考資料をお届けします。

事前にご予約いただくことにより、見学も随時受け付けます。

(2)施設利用申込み書類のお渡し

◆本施設のご利用を希望される方には、「㈱スーパー・コート」より以下の利用申込み関係書類をお渡しし、作成をご依頼します。

1) 「スーパー・コート」ご入居者アンケート兼連絡先一覧表
(心身の状況の調査項目を含みます)

2) 健康診断書（スーパー・コートの所定様式）

3) 「スーパー・コート」重要事項説明書

※3) については「㈱スーパー・コート」より直接ご説明させていただきます

(3)施設利用申込み／利用相談

◆ご入居者には、以下の利用申込み関係書類のご提出をお願いいたします。

- ① 「スーパー・コート」ご入居者アンケート兼連絡先一覧表
- ② 健康診断書（スーパー・コート所定様式で1ヶ月以内のもの）
- ③ 公的介護保険アセスメント閲覧同意書（介護認定審査の際に受けたアセスメント結果を本施設での介護の参考にさせていただきます）
- ④ 診療情報提供書、看護サマリー（必要な方のみ）
- ⑤ 住民票（ご入居者・身元引受兼連帯保証人・各人一通ずつ3ヶ月以内のもの）
- ⑥ ご入居者の年金の振込みのお知らせ（公的年金受給額証明）、
または収入証明（身元引受兼連帯保証人）
- ⑦ ご入居者の公的医療保険被保険者証（健康保険証）、
- ⑧ ご入居者の老人保健医療受給者証（老人保険証）
- ⑨ ご入居者の介護保険被保険者証（介護保険証）
- ⑩ ご入居者の介護保険負担割合証
- ⑪ その他、保険証・証明書・手帳等
※要支援・要介護認定の判定結果が表示されているもの
※⑤～⑪のご提出は、ご入居日決定後で結構です。

☆健康診断について

◆本施設の協力医療機関またはご入居者の主治医にて健康診断を受診いただき、所定の健康診断書を作成していただきます。

◆健康診断書作成に関する費用は、ご入居者にてご負担いただきます。

(4)ヒアリング調査（ご要望事項の確認）

◆本施設としてご入居者に対しどのような介護をしていくのか、また必要な環境整備等について、ご提出いただいた書類をもとに、確認とご相談のため、お電話または直接にご訪問させていただきます。

◆ご訪問させていただく際には、日時、場所等を予めご相談させていただきます。

介護保険

(1) 「要支援・要介護認定の更新」と援助

- ◆介護保険制度での要支援・要介護認定有効期間は、認定を受けた基準日（申請日）から概ね6ヶ月です。認定更新の手続きをしないと、有効期限が切れ、介護保険を使った介護サービス利用ができなくなります。
- ◆要支援・要介護認定の更新手続きは、新規申請と同様、基本的にご入居者またはご家族にしていただきますが、ご要望があれば、代行ができる居宅介護支援事業者のご紹介を含め、援助致します。
- ◆要支援・要介護認定の更新手続きは、有効期間満了日60日前から可能です。
- ◆またご入居中に、ご入居者の心身状況が変化した場合、60日以前でも、更新手続き（要介護認定の変更申請）をすることができます。

- ※ 要支援・要介護認定の有効期間は必ずしも6ヶ月とは限りません。心身状況等により異なる場合があります。必ず介護保険被保険者証にて確認をお願いします。
- ※ 要支援・要介護認定は自動的に更新されるものではありません。有効期間を確認、早めに更新手続きを取られるよう、お願いします。

(2) 「要支援・要介護認定の更新」結果と介護費用

- ◆介護費用は要支援・要介護認定結果に対応しています。
- ◆要支援・要介護認定結果が変更された場合、更新基準日（以前の認定有効期間満了日の翌日）より介護費用も対応して変更になります。

(3) 介護保険給付について

① 介護保険の保険給付の仕組み

- 1) 介護保険は介護サービス（介護予防サービス）そのものの「現物給付」の制度です。本施設では「（介護予防）特定施設入居者生活介護」の介護サービスを提供します。
- 2) 介護保険ではサービス提供部分（介護保険給付費）の原則9割（一定以上の所得がある人は8割又は7割）が保険給付されます。
- 3) つまり、サービス提供費用（介護保険給付費）の1割（一定の所得がある人は2割又は3割）はご入居者の自己負担となります。

② その他の留意事項

1) 介護保険給付費の利用計算は「日割り」ベース

- ◆ 介護保険給付費は「日割り」で計算されます。

「~~株~~スーパー・コート」はその月に利用された日数の日額積算で介護費用を請求します。「不在期間」は「外出初日とホームに戻った日を除いた実質不在日」を基準に計算します。

Ex 10 / 25 ~ 10 / 30 (5泊6日) の間不在の場合

不在期間（割引算定基準） 4日

上記不在期間については、介護費用の請求はありません。

【要介護認定結果別／介護給付費の内訳】

認定区分	1月あたりの 介護保険給付 単位(a)	介護給付費(b) (a)*10.45	利用者負担額 (c) (b)*10%
要支援 1	5,460 単位	57,057 円	5,706 円
要支援 2	9,330 単位	97,498 円	9,750 円
要介護 1	16,140 単位	168,663 円	16,867 円
要介護 2	18,120 単位	189,354 円	18,936 円
要介護 3	20,220 単位	211,299 円	21,130 円
要介護 4	22,140 単位	231,363 円	23,137 円
要介護 5	24,210 単位	252,994 円	25,300 円

- ※ 地域区分（5級地）の算定基準（1点=10.45円）に基づきます。
- ※ 上記は30日基準の金額ですので、月によって変動します。
- ※ 上記は、10%負担の場合の金額になります。実際の自己負担額は介護保険負担割合証に記載されている負担割合により算定されます。
- ※
- ※ 利用者負担額は10%で計算しています。一定以上所得者については20%または30%となります。
- ※ 利用者負担額は1円未満を切り上げて示していますので、端数に多少のずれが生ずる場合があります。
- ※ 「介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.2%)」「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(1.2%)」「介護職員等ベースアップ等加算(1.5%)」が加算されます。

<個別機能訓練加算> (要支援・要介護共通)

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、ご入居者ごとに目標・実施方法・評価等を含む個別機能訓練計画（特定施設等サービス計画に記載したものを含む）を作成し、当該計画に基づき、計画的に行う個別機能訓練に係る加算

<夜間看護体制加算> (要介護のみ)

「重度化対応指針」（別紙）を策定した上で看護職員が夜勤を行い、又は自宅でのオンコールの24時間連絡体制をとる等し、かつ必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保していることに係る加算（要介護1～要介護5の方が該当）

<医療機関連携加算> (要支援・要介護共通)

看護職員がご入居者の健康の状況を継続的に記録し、主治医等に対して月に1回以上情報提供を行うことに係る加算

<サービス提供体制強化加算> (要支援・要介護共通)

重度化した場合でも、引き続きサービスを提供し続けるための手厚い介護体制を確保した場合の加算

<認知症専門ケア加算> (要支援・要介護共通)

認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受入れを促進する観点から、認知症高齢者への対応に係る加算

<看取り介護加算> (要介護のみ)

特定施設入居者生活介護での看取りの対応を強化する観点から、看取り介護を行った場合の加算

<介護職員処遇改善加算（I）> (要支援・要介護共通)

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、創設される加算

<介護職員等特定処遇改善加算（II）> (要支援・要介護共通)

介護人材確保のための取り組みをより一層進め、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算

<介護職員等ベースアップ等支援加算>

介護職員等の更なる処遇改善を進めるための加算

重度化した場合における対応および看取りに関する指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

(1) スーパー・コートでは夜間 24 時間のオンコール体制をとっています。夜間、次の症状があった場合は担当の看護職員に電話連絡し、指示のもと対応します。また、連絡を受けた看護職員は必要に応じて主治医と連絡を取り、介護職員へ伝達します。

- 38 度以上の発熱がみられる時
- 酸素飽和度 (SpO₂) が 90 台以下
- 血圧が平常時よりも変動があった（上が 180 以上もしくは 100 以下）
- 脈拍が速い（頻脈 100 回／分以上）、または遅い（徐脈 40 回／分以下）
- 呼吸困難、呼吸が異常に速い、顔色不良、チアノーゼが出現している
- 意識状態が悪い（ぼんやりして反応が悪い・いつもと様子が違う・目がうつろ）
- 転倒しており、バイタルサインの異常・外傷・疼痛その他症状を伴う場合
- 出血がある（吐血、下血、外傷による多量の出血、長時間止血しない場合）
- 嘔吐がある　・誤飲・異食時　・主治医・看護職員からの連絡の指示内容に準ずる場合

(2) 次の症状の場合は緊急時として対応し、早急に救急車の要請をします。

- 激しい頭痛・胸痛・腹痛を訴え、脂汗を流し、身をよって苦しんでいる
- 転倒し骨折の疑いがある（痛みの訴えが激しい、動けない）
- 転倒で頭部を強く打った疑いがある
- 転倒後、吐き気、嘔吐があった
- けいれん、ひきつけ、嘔吐が何度もある
- 出血がひどい
- 呼吸が止まっている、苦しそうにやっと呼吸している
- 脈がふれない
- 意識がない（意識が朦朧として声をかけないと眠りこんでしまう）
- その他、異常（心肺停止など）を感じたり、急を要すると判断した場合

(3) 緊急時の状態観察の仕方

- 1) 部屋の電気をつける
- 2) 対応した方は落ち着いてその方の状態を見る
- 3) バイタルの測定（体温・血圧・脈拍・酸素飽和度）
- 4) 顔色・チアノーゼ（口唇・爪）の有無
- 5) 意識レベルの確認の仕方
 - ・ 呼びかけに反応があるか？
 - ・ 呼吸はしているか？
 - ・ 痛みの訴えがあるか？痛みの場所はどこか？
 - ・ 視線があうか？目の焦点は定まっているか？
 - ・ 手を握ってもらい、それに対してしっかりと反応があるか？
 - ・ ろれつが回らない・マヒなどの症状はないか？

- ③ 看取り介護を行うにあたり、終末期に向けての援助方針についてご本人およびご家族の意思を確認させていただき、それに基づいて計画作成担当者が『看取り介護計画書（ターミナルプラン）』を作成します。
- 計画書の内容について、ご本人およびご家族に詳細に説明させていただきます。また、後の状況の変化等にも配慮しながら随時見直し、内容等の変更が必要となった場合には、その都度ご本人およびご家族の意思を確認させていただきます。
- ④ 上記の計画書の内容に基づき医師および医療機関等との連携を図りながら看取り介護を行います。
- ⑤ ご本人への支援と並行してご家族には定期的にご本人の状態の報告および説明、意思の確認をさせていただきます。
- ⑥ ご本人が終末期を迎える当施設において息を引き取られた後においては、医師による死亡確認後をさせていただきます。
- 必要に応じてご家族への支援を行います（遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等）。

(4) 看取り介護加算

	〔死亡日から逆算して〕			
	45～31日前	30～4日前	3～2日前	当日
看取り介護加算	72単位	80単位	680単位	1280単位

(5) 看取り介護加算の要件

- ・ 夜間看護体制加算を算定していること
- ・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること
- ・ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護計画が作成されていること
- ・ 医師、看護師、介護職員等が共同して利用者の状態又は家族の求めに応じ隨時、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること

分類	内容・項目	月額利用料に		
		含まれる	含まれない	その他
洗濯	●洗剤	◎		
	●アイロン		◎	
	●洗濯費用 高価なもの 特別な処理が必要なもの		◎ ◎	ドライクリーニング ドライクリーニング
身だしなみ	●爪切り、耳搔き		◎	
	●髭剃り		◎	
就寝	●化粧品		◎	
	●ベッド	◎		
	●布団(上下)、まくら、毛布、ベッドマット		◎	
	●シーツ、リネン類	◎		リネン類のクリーニングは 月額利用料に含まれています
清掃	●掃除機	◎		
	●各種洗剤、雑巾、たわし	◎		
医療	●往診時の医療費		◎	
	●通院時の医療費		◎	
	●入院時の医療費		◎	
健康管理	●救急箱	◎		
	●血圧計	◎		
	●食事摂取量や排便回数のチェック	◎		
その他 一般生活	●ティッシュペーパー		◎	
	●ふきん	◎		
	●かさ		◎	
	●靴		◎	
	●家具、テレビなど		◎	

施設での生活に関して

■施設で生活するにあたって、ご入居者／身元引受兼連帯保証人様と以下の内容を確認しています。

(1) 物品管理

- ◆ 施設に持ち込まれる物品は、ご入居者ご本人の自己管理を原則としています。
- ◆ 高額の現金や宝飾品等の貴重品の持ち込みはお断りしております。
- ◆ 基本的に本施設内でのお酒類の飲酒はお断りしております。
- ◆ また、火災・事故の危険がある物品の持ち込みはご遠慮ください。
E.g. 石油／ガスストーブ、ガスコンロ、ロウソク、線香等

(2) 預り金管理サービス

- ◆ 本施設では、医療費、クリーニング代、新聞購読費等、現金支出が必要となることがあるため、「預り金管理サービス」を提供しています。
- ◆ 本施設でのご入居者の現金預かりは困難ですので、当サービスのご利用をお勧めしています。ご利用は無料ですので、ご希望の方は契約締結時にお申し込みください。

(3) 夜間・緊急時・事故発生時の対応

本施設は24時間の生活の場ですので、病気の急変、突発的な事故等、夜間や緊急時の医療対応が必要な場合があります。

- ◆ 各居室内的ベッドサイド及び共用トイレ等各所にナースコールを設置し、ご入居者の安全確保のために、24時間体制で緊急事態に対応する体制をとっています。
- ◆ 夜勤帯は、常時規定の介護職員を配置、規定の居室巡回をおこなうと共に、ナースコールに常時対応します。
- ◆ 病状の急変等が生じた際は、速やかにご入居者の主治医または協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、管理者に報告します。
- ◆ 介護中に事故が発生した場合、身元引受兼連帯保証人・市区町村へ連絡すると共に、必要な措置を講じます。

(4) 居室利用の留意点

- ① 居室の転貸・譲渡の禁止
 - ◆ 居室を第三者に転貸したり、譲渡することはできません。
- ② 動物飼育の制限
 - ◆ 居室、共用施設、敷地内で動物を飼育することは原則できません。

添付書類：別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）

別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）

別添3（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））

別添4（介護保険自己負担額（介護報酬額の自己負担基準表））

上記の重要事項の内容について、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

印

（身元引受兼連帯保証人）

住 所

氏 名

様

印

事業者

住所 大阪府大阪市西区西本町1丁目7番7号

株式会社スーパー・コート

代表取締役 山本 晃嘉

印

上記の重要事項の内容について、入居者、身元引受兼連帯保証人に説明しました。

説明年月日

年 月 日

説明者署名

印

